

# 仕 様 書

- 請負の表示 乗用自動車（ハイヤー）の借上
- 1 契約期間 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日
  - 2 拘束時間 原則として 8 : 30 ~ 17 : 30（休憩 1 時間を含む）とする。  
ただし、本機構職員から変更の指示があった場合は柔軟に対応すること。  
なお、借上をしない場合は前日までに通知するものとする。
  - 3 基本走行距離 1 日 120 km を基本走行距離とする。
  - 4 車輦 中型車（ハイヤー仕様車輦）以上とする。
  - 5 加算運賃 30 分または走行距離 7.5 km を超える毎に加算運賃を加えるものとする。なお、時間または走行距離の高額となるものを適用する。  
ただし、運転者または車輦の都合により延長した場合は加算しないものとする。
  - 6 運賃及び料金 初乗運賃及び加算運賃に消費税及び地方消費税を加え 10 円未満を切り捨てたものに有料道路代等の立替代を加えたものとする。
  - 7 業務内容 本機構職員の指示する日時、場所、台数を厳守してハイヤーを配車するものとする。また、安全運転で業務を遂行すること。
  - 8 運転手の条件 請負者が直接雇用する社員であること。
  - 9 車輦の条件 本請負に使用する車輦はグリーン購入法に適合する車輦であること。
  - 10 代金の支払 代金の支払は、1 か月分を取りまとめた適法な請求書の受理後 60 日以内に 1 回で支払うものとする。
  - 11 契約細目 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。
  - 12 その他
    - 1) 請負者の派遣する運転手は、節度と良識を兼ね備え、その職責を果たしうる頑健なものとする。
    - 2) 発注者が不相当と認めた場合は、請負者と協議の上、運転者を交代できるものとする。
    - 3) 請負者及びその派遣する運転手は、業務上知り得た発注者の秘密を第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならないものとする。
    - 4) 1 日の業務について配車先、運行時間、走行距離を記した日報を作成し、翌業務日に本機構職員に提出するものとする。
    - 5) その他契約を実施する上で必要な事項については、本機構職員の指示によるものとする。